

第1回居住支援セミナー

# 障害者の住宅確保に関する課題

令和3年9月22日（水）

前橋市基幹相談支援センター  
主任相談支援専門員 吉越恵実

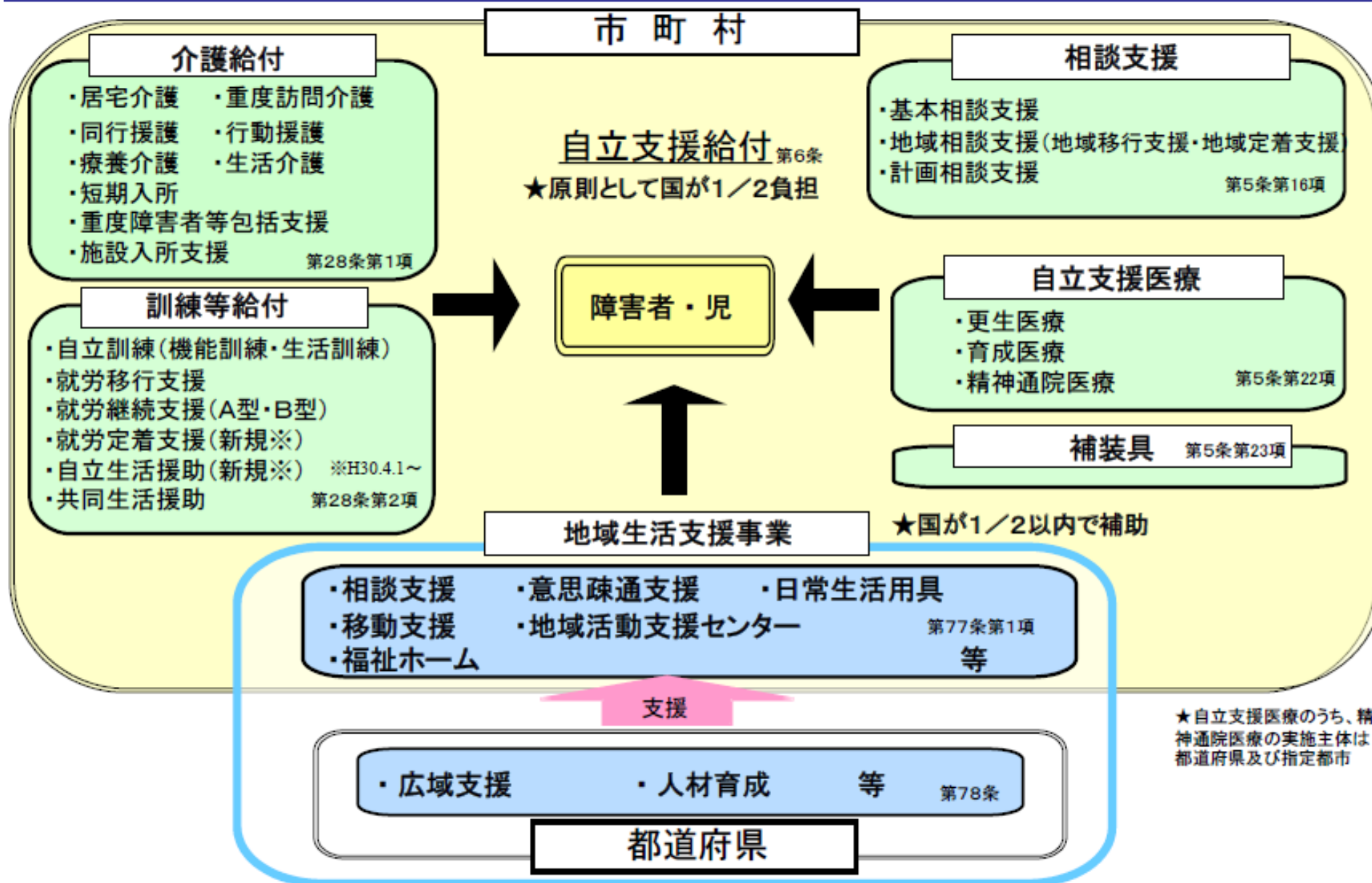
# 障害のある方の「住まい」

- 入所施設
- グループホーム
- 福祉ホーム
- 持家（多くは家族名義）
- 借家（单身/同居）

病院・施設から地域へ

# 障害者総合支援法の給付・事業

出典：厚生労働省



## 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	185,105	20,421
		重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,590	7,506
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,624	5,976
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	11,824	1,787
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	32	9
日中活動系	介護給付	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	57,967	5,066
		療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,657	254
		生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	287,585	10,914
施設系		施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	128,114	2,587
居住支援系	介護給付	自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	842	189
		共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	129,379	8,920
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,332	176
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,689	1,191
		就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	33,789	3,118
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	71,518	3,822
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	267,909	12,976
		就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	10,440	1,182

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和元年12月サービス提供分（国保連データ）

## 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 <span>児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	121,506	7,121
		医療型児童発達支援 <span>児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,083	94
		放課後等デイサービス <span>児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	232,618	14,260
訪問系	障害児	居宅訪問型児童発達支援 <span>児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	135	64
		保育所等訪問支援 <span>児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	7,068	864
入所系	障害児	福祉型障害児入所施設 <span>児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,487	185
		医療型障害児入所施設 <span>児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	2,000	192
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 <span>者 児</span> 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	185,793	8,671
		障害児相談支援 <span>児</span> 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	55,553	4,944
		地域移行支援 <span>者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	761	402
		地域定着支援 <span>者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,505	540

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 元年 12月サービス提供分（国保連データ）

# 共同生活援助(グループホーム)の概要

- ☆ 障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

### 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

### 具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

### 必要な設備等

- ☆ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ☆ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き7.43㎡

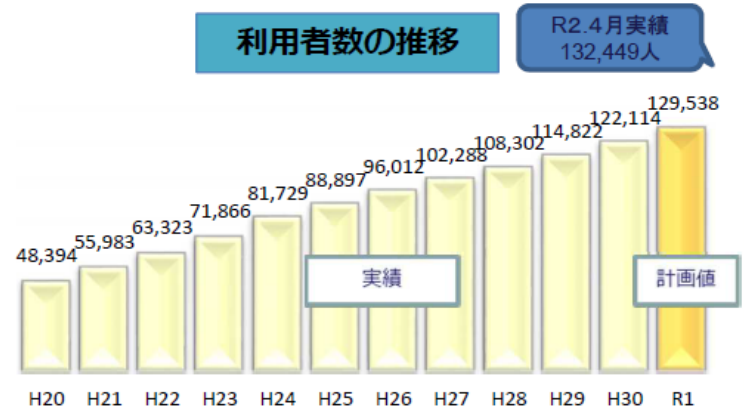


### ★住宅地に立地

### ★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

### 利用者数の推移

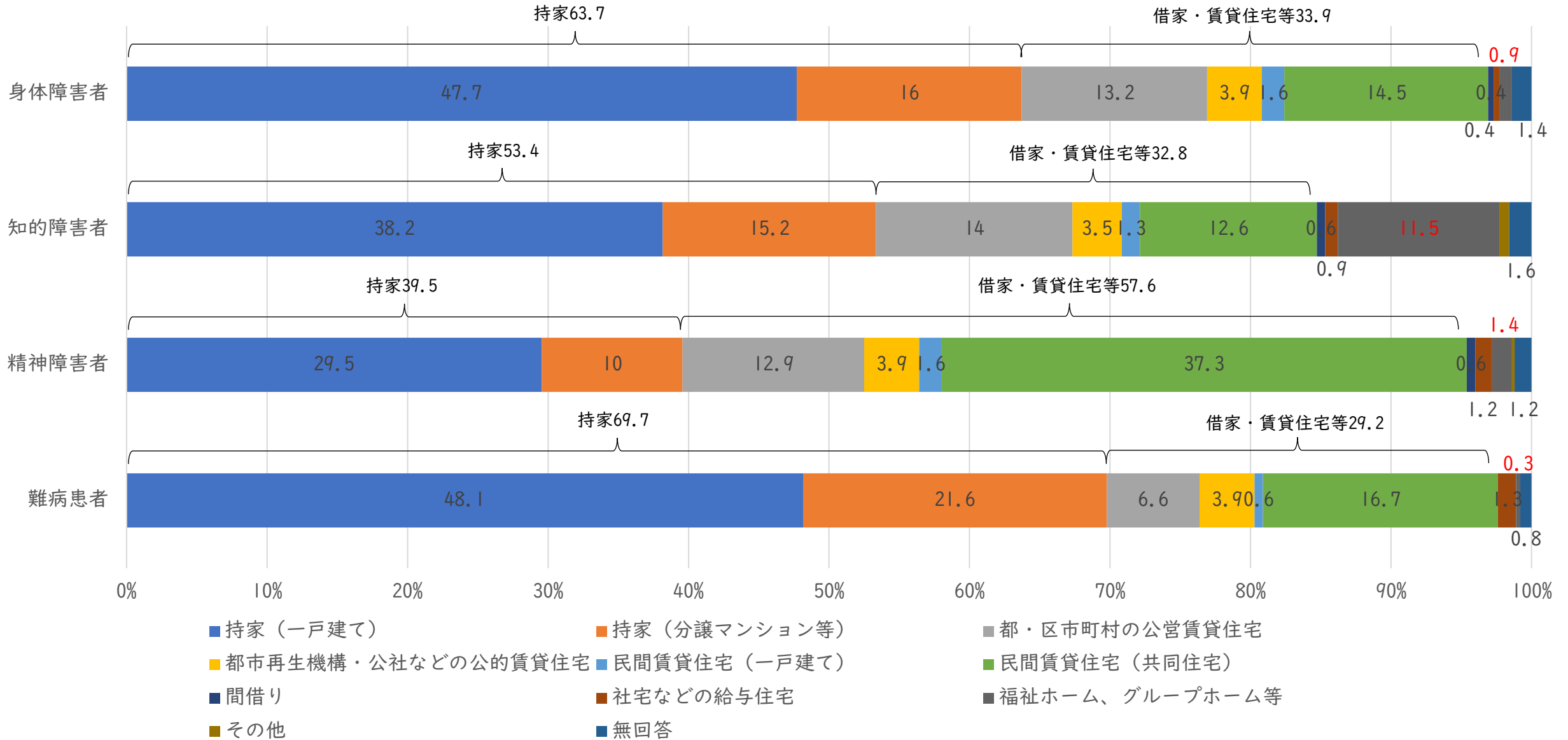


出典：国保連データ(各年度末)

	グループホーム(共同生活援助)		
	(介護サービス包括型)	(日中サービス支援型)	(外部サービス利用型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>666単位～171単位</b>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>1,104単位～279単位</b>	世話人の配置に応じて <b>244単位～114単位</b> 標準的な時間に応じて(受託居宅介護サービス) <b>95単位～</b>
事業所数	7,718事業所	182事業所 (平成30年4月～)	1,321事業所
利用者数	114,554人	2,344人 (平成30年4月～)	15,551人

事業所数・利用者数については、国保連令和2年4月サービス提供分実績

# 住居の種類



# 1人暮らしのサポート

- 相談支援事業所
- ヘルパー
- 訪問看護
- 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）
- 成年後見人
- 生活保護CW
- 日中活動系事業所、当事者団体など
- 日常生活用具・補装具

等

# 住まいを選ぶポイント（例）

## 身体障害者・難病

- バリアフリー  
（住宅改修の可否）
  - バストイレ別
  - コンセント位置・数
  - 1階 or EV有
  - 駐車場
  - 近隣環境（利便性）
  - 防犯対策
- 等

## 知的・精神障害者

- 交通の便（駅・バス停など）
  - 自治会活動等の有無
  - 近隣環境（音・視線・人間関係など）
  - 大家さんの理解
- 等

# 住まい探しに関する課題

- 保証人が立てられない
- 障害年金だけでは借りられない
- 障害者に対する偏見・差別
- 比較検討できるほどの物件がなく、安易に決めがち

# 地域で住み続ける上での課題

- ご近所づきあい
- 騒音、ゴミ、多頭飼育などの問題
- 障害者に対する偏見・差別
- 長期不在時の対応

# グループホームという選択について

- 支援する側の都合を押し付けていないか？
- 本人が十分に吟味し、納得できるだけの支援をしたか？
- 本人が望む生活ができているか？